

宮城県物品等電子調達実施要領の一部を改正する要領  
 宮城県物品等電子調達実施要領（平成19年6月1日）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>宮城県物品等電子調達実施要領</p> <p>共通事項 （趣旨）</p> <p>第1 この要領は、宮城県物品等電子調達システムを用いて行う電子調達（宮城県が発注する物品の調達、借受け又は役務の調達（以下「物品等の調達」という。）の手續を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（以下「コンピュータ」という。）による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札及び見積合わせ（以下「入札等」という。）をいう。以下同じ。）の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）、財務規則（昭和39年3月30日宮城県規則第7号）、物品の調達等に係る競争入札執行要領（平成8年4月1日施行）、印刷物製造請負における公募型指名競争入札実施要領（平成22年3月1日施行）、オープンカウンター方式実施要領（平成10年10月1日施行）、<u>印刷物製造請負における最低制限価格制度試行要領（平成28年4月1日施行）</u>、入札結果等の公表に係る要領（平成20年4月1日施行）、その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2から第8まで （略）</p> <p>（電子調達の周知等）</p> <p>第9 契約執行者は、電子調達を適用する場合においては、次の方法により当該電子調達の内容について周知等を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 公募型指名競争入札の場合は、入札情報サービスシステムではオープンカウンター方式の発注区分として掲載することとし、また、案件名称には公募型指名競争入札である旨を明記するものとする。</p> <p><u>(4) 最低制限価格を設定したときは、案件名称に最低制限価格が設定されている旨を明記するものとする。</u></p> <p>第10から第36まで （略）</p> <p>様式第1号から第3号まで （略）</p>	<p>宮城県物品等電子調達実施要領</p> <p>共通事項 （趣旨）</p> <p>第1 この要領は、宮城県物品等電子調達システムを用いて行う電子調達（宮城県が発注する物品の調達、借受け又は役務の調達（以下「物品等の調達」という。）の手續を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（以下「コンピュータ」という。）による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札及び見積合わせ（以下「入札等」という。）をいう。以下同じ。）の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）、財務規則（昭和39年3月30日宮城県規則第7号）、物品の調達等に係る競争入札執行要領（平成8年4月1日施行）、印刷物製造請負における公募型指名競争入札実施要領（平成22年3月1日施行）、オープンカウンター方式実施要領（平成10年10月1日施行）、入札結果等の公表に係る要領（平成20年4月1日施行）、その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2から第8まで （略）</p> <p>（電子調達の周知等）</p> <p>第9 契約執行者は、電子調達を適用する場合においては、次の方法により当該電子調達の内容について周知等を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 公募型指名競争入札の場合は、入札情報サービスシステムではオープンカウンター方式の発注区分として掲載することとし、また、案件名称には公募型指名競争入札である旨を明記するものとする。</p> <p>_____</p> <p>第10から第36まで （略）</p> <p>様式第1号から第3号まで （略）</p>

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。